

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設
第3回用地選定検討委員会

日時 令和7年1月23日(木)

14時～

場所 紀南広域廃棄物最終処分場

管理棟2階 会議室

次第

1. 開会
2. 業務スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
3. 1次選定から3次選定までの考え方について・・・・・・・・資料2
4. 第4回委員会の開催方法について
5. 連絡事項
6. 閉会

項目	業務工程																					備考							
	令和6年度 (2024年度)										令和7年度 (2025年度)																		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月				
(1)情報提供・技術的な助言	ア	基本構想の検証																											
	イ	施設整備の基本方針に関する基本的事項の整理																											
	ウ	用地選定に関する基礎資料の整理																											
	エ	評価方法案の作成																											
	オ	施設整備用地の絞り込み																											
		(ア)	1次選定（法規制による除外）																										
		(イ)	2次選定（地理条件、計画上困難な要因による除外）																										
カ	3次選定（整備用地として妥当と考えられる要因による選定）																												
カ	施設整備用地の比較評価																												
	選定結果の取りまとめ																												
(2)委員会の運営支援	ア	委員会資料の作成及び出席（質疑応答・助言等）																											
	イ	委員会議要旨の作成																											
(3)その他の対応	ア	住民等から施設用地整備選定に関する説明が求められた場合は、必要に応じて説明資料を作成すること。																											
打合せ										*		*	*	*	*		*	*	*	*	*	*		*	*				
廃棄物専門部会	入札実施に係る協議		*		*																								
	用地選定検討委員会構成検討		*		*																								
	用地選定検討委員会事前協議								*	*		*	*			*				*				*					
事業主体検討・調整	地元（事前）説明																												
パブリックコメント																										パブリックコメントの内容は、「1次選定・2次選定の結果」、「3次選定の考え方」を想定。			

- 第1回委員会（10/11(金) 9:30～）**
 - ・開会
 - ・委員委嘱
 - ・委員長・副委員長の選出
 - ・諮問
 - ・基本構想の検証①
- 第2回委員会**
 - ・基本構想の検証②
- 第3回委員会**
 - ・候補地選定方法について（1次選定～3次選定の手順について、選定条件や評価項目について）
- 第4回委員会**
 - ・1次選定について
- 第5回委員会**
 - ・2次選定について
 - ・3次選定以降の選定方法について
- 第6回委員会**
 - ・3次選定結果について
 - ・候補地の比較評価について
- 第7回委員会**
 - ・選定結果の取りまとめについて
 - ・答申

1 次選定から 3 次選定までの考え方について

1. 用地の選定方針

用地の選定方法としては、地図上での絞り込みによる方法を採用する。委員会で決定した評価項目・評価基準を基に複数段階での絞り込みにより候補地を抽出する。1 次選定及び 2 次選定の評価項目を用地選定の除外対象とし、施設整備用地から避けるべき地域を抽出する。その上で 3 次選定以降において抽出された地域の詳細な評価を行う。

(1) 1 次選定

法令や条例等で定められた建設等の制限に係る規制解除が困難な地域や、被害想定 of 甚大な災害想定区域を除外対象とする。

(2) 2 次選定

防災面の状況、社会基盤整備状況、教育・医療・福祉施設などから一定の距離範囲にある地域、基本構想で示した施設整備に必要な面積 (2.5ha) を確保できない地域、その他各市町の施設等を除外対象とする。

(3) 3 次選定

1 次選定及び 2 次選定において抽出された整備検討地域を対象に、環境保全性 (レッドデータブック等)、経済性 (収集運搬費、建設費等)、利便性 (直接持込の容易性、周辺における主要な幹線道路の有無等)、土地形状などを総合的に判断した上で、ごみ処理施設の立地が適している地域を抽出、比較評価し、委員会で決定した配点による順位付けを行う。3 次選定における評価内容の詳細については、今後検討する。

2. 用地選定及び委員会のスケジュール (案)

日程	項目	内容
令和 7 年 1 月 23 日 (木)	第 3 回委員会	・ 1 次選定から 3 次選定までの考え方について
令和 7 年 3 月頃	第 4 回委員会	・ 1 次選定結果について
令和 7 年 6 月頃	第 5 回委員会	・ 2 次選定結果について ・ 3 次選定以降の選定方法について
令和 7 年 8 月頃 ～令和 7 年 10 月頃	パブリックコメントの 募集及び取りまとめ	【パブコメ内容】 ・ 1 次選定及び 2 次選定結果について ・ 3 次選定以降の選定方法について 【募集期間】 ・ 令和 7 年 8 月頃 (1 ヶ月) 【取りまとめ期間】 ・ 令和 7 年 9 月頃 (1 ヶ月) 【結果の公表】 ・ 令和 7 年 10 月頃
令和 7 年 11 月頃	第 6 回委員会	・ パブリックコメント結果の検討 ・ 3 次選定結果について
令和 8 年 2 月頃	第 7 回委員会	・ 選定結果の取りまとめについて ・ 答申

※第 4 回委員会以降の日程及び内容は現時点の想定であり、今後変更になる可能性がある。

3. 1次選定・2次選定の評価項目（案）について

(1) 1次選定の評価項目（案）について

1次選定の評価項目（案）を以下に示す。また、各評価項目の概要については次項以降に示す。

評価項目		位置情報等の参照元
①	河川区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
②	史跡名勝天然記念物	和歌山県：和歌山県地理情報システム 田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
③	埋蔵文化財	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
④	国有林・保安林	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑤	自然公園	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑥	自然環境保全地域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑦	特別保護地区	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑧	生息地等保護地区	環境省：生息地等保護区一覧
⑨	「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地（ラムサール条約湿地）	環境省：ラムサール条約湿地とは
⑩	用途地域（住居系・商業系）	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑪	農業振興地域のうち農用地区域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑫	活断層区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑬	津波浸水想定区域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

① 河川区域

河川区域とは、河川法で規定されており、一級河川・二級河川の堤防右岸の法尻～左岸の法尻までの区間を示す。河川区域では以下の行為が制限されており、実施するためには河川管理者の許可が必要である。

- ・ 土地の占用
- ・ 工作物の新築・改築・除却
- ・ 土地の掘削、盛土等の形状変更

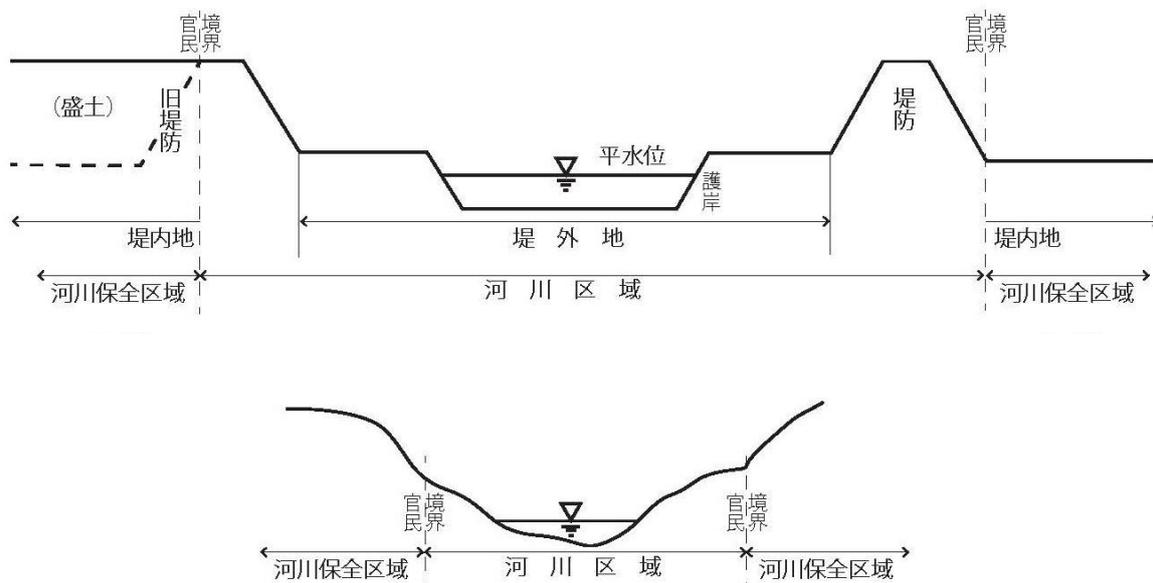


図 河川区域の概念図

② 史跡名勝天然記念物

史跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等）、名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等）、天然記念物（動物、植物、地質鉱物等）で我が国・県・市町単位で学術上価値の高いものについて、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、市文化財保護条例により指定される。

史跡名勝天然記念物については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官または県・市町教育委員会の許可が必要となるが、現状変更の程度が大きいものについては、許可されない。

③ 埋蔵文化財

文化財保護法の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、県の教育委員会に事前の届出等が必要になる。また、新たに遺跡を発見した場合にも届出等が必要となる。遺跡を現状保存できない場合には事前の発掘調査（記録保存）が必要となる。

④ 国有林・保安林

国有林とは、国が所有する森林であり、その多くは奥地の急峻な山地や水源地域にあつて、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの働きをしている。国有林野の管理経営に関する法律により、以下の条件を満たす場合に限り、国有林野の使用が認められる。

- ・ 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- ・ 土地収用法その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
- ・ 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
- ・ 放牧又は採草の用に供するとき。
- ・ その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールを超えないとき。

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は県知事によって指定される森林であり、森林法により以下の行為が制限されている。

- ・ 立木の伐採
- ・ 土地の形質の変更（立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）

保安林に施設を建設するためには、農林水産大臣または県知事による保安林の指定解除の許可が必要となる。指定解除には以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 土地収用法やその他の法令により土地を収用し、若しくは使用できるとされている、国及び地方公共団体の事業である。
- ・ 事業地以外に適地を求めることができず、保安林を避けることが困難である。
- ・ 解除する面積が必要最低限である。
- ・ 事業計画が具体的で、土地を使用する権利を有しており、予算的な担保がある。
- ・ 保安林の指定目的の達成に支障のないような代替施設を設けること。

⑤ 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地に区域を画して設けられる公園であり、国立公園、国定公園、県立自然公園に分けられる。自然公園法により、自然公園の特別地域内では以下の行為が制限されており、工作物の新築等には、自然公園法施行規則で定められた条件を満たす必要がある。

- ・ 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・ 木竹を伐採すること。
- ・ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ・ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ・ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ・ 屋外において土石その他の環境大臣若しくは県知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ・ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- ・ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- ・ その他

⑥ 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、和歌山県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

自然環境保全地域における特別地域では、以下の行為は知事の許可が必要になる。

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- ・ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ・ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ・ 木竹を伐採すること。
- ・ その他

除外対象は自然環境保全地域全域とする。

⑦ 特別保護地区

特別保護地区とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において定められた鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域である。以下の行為には、環境大臣または県知事の許可が必要となる。

- ・ 工作物等の新築等
- ・ 水面の埋立、干拓
- ・ 木竹の伐採

⑧ 生息地等保護区

生息地等保護区とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）により、国内希少野生動植物種に指定された種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の

存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合に指定している。

生息地等保護区では、開発行為などが規制されるほか、一定行為について環境大臣の許可が必要となる。

⑨ 「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地

ラムサール条約に基づき、「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地であり、国指定鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣保護法)、生息地等保護区管理区域(種の保存法)、国立公園・国定公園特別地域(自然公園法)などのいずれかに指定されている。

⑩ 用途地域（住居系・商業系）

用途地域とは、都市計画法に基づいて都市計画区域の市街化区域内において定めることとされており、住居の環境を保護し商業・工業等の利便を増進することを目的に市町村が指定する地域地区である。用途地域は大きく分けて住宅系地域、商業系地域、工業系地域の3つに分類され、それぞれの地域には建築できる建物の種類や用途に制限がある。

国土交通省「第13版 都市計画運用指針」（令和6年11月）においては、廃棄物処理施設の設置にあたり、「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。」とされていることから、住居系および商業系の用途地域を除外する。

また、都市計画法では、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区として、特別用途地区が規定されている。

特別用途地区は田辺市及び白浜町で指定されている。田辺市では準工業地域全域を大規模集客施設制限地区としており、劇場、映画館、演劇場等の建築を制限しているが、廃棄物処理施設の建設については制限されていない。白浜町では娯楽レクリエーション地区を定めており、当該地区は用途地域の住居系地域における一部の区域に重複している。

⑪ 農業振興地域のうち農用地区域

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律により規定された、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域である。農業振興地域内には、概ね10年を見通して農用地として利用すべき土地として農用地区域が設定される。農用地区域を別の用途に転用することは、農業振興地の整備に関する法律により制限されている。

転用については、農用地区域から除外するために以下の要件を満たし、農林水産大臣または県知事の許可が必要になる。

- ・ その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ・ 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ・ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

⑫ 活断層区域

災害に強い施設とする上で、地震の発生源である断層を避けることが望ましいことから、断層が分布する箇所を除外対象とする。

⑬ 津波浸水想定区域

災害に強い施設とする上で、津波による被害を避けることが望ましいことから、津波による浸水想定が分布する箇所を除外対象とする。

(2) 2次選定の評価項目（案）について

2次選定の評価項目（案）を以下に示す。また、各評価項目の概要については次項以降に示す。

評価項目		位置情報等の参照元
①	地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域 ・砂防指定地	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
②	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
③	河川保全区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
④	特別緑地保全地区・近郊緑地保全区域	国土交通省：特別緑地保全地区一覧 和歌山県：地理情報システム
⑤	風致地区	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑥	景観計画区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑦	地区計画区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑧	公共的施設・墓地等	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑨	都市公園	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト 田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑩	道路・鉄道	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑪	ため池・湿地	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑫	最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑬	施設・設備等	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑭	建設等予定区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑮	必要敷地面積を確保できない区域	

① 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地

■ 地すべり防止区域

地すべり防止区域とは、地すべり等防止法で規定されており、地すべりによる被害の防止及び軽減、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地を国土交通大臣や農林水産大臣が指定するものである。

地すべり防止区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- ・ 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- ・ のり切又は切土で、政令で定めるもの
- ・ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるものの新築又は改良
- ・ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、政令で定めるもの

■ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で規定されており、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地を県知事が指定するものである。

急傾斜地崩壊危険区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ・ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ・ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ・ 立木竹の伐採
- ・ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ・ 土石の採取又は集積
- ・ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの

■ 砂防指定地

砂防指定地とは、砂防法で規定されており、土砂の生産を促すような行為を制限する必要がある土地や、流れ出す土砂の量を調節するため砂防えん堤や護岸といった砂防設備を設ける必要がある土地を、国土交通大臣が砂防指定地として指定するものである。

砂防指定地では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 施設又は工作物(以下「施設等」という。)の新築、改築、移転又は除却
- ・ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更
- ・ 土石の採取、鉱物の採掘又は土石若しくは鉱物のたい積若しくは投棄
- ・ 竹木の損傷若しくは伐採、草木根等の採取又は火入れ

- ・ 土石又は竹木の滑り下ろし又は地引による搬出
- ・ 家畜類の放牧又は係留

② 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定されており、急傾斜地の崩壊、土石流、及び地すべりに起因して、県知事に指定される。

土砂災害特別警戒区域では、主に以下の制限が設けられている。

- ・ 特定開発行為：住宅や宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設の建築などの開発行為は、県知事の許可が必要
- ・ 建築物の構造規制：建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしているか確認が必要

③ 河川保全区域

河川保全区域は、河川法により規定されており、堤防や護岸、水門等の河川管理施設を保全するため、河川区域の境界から 50m を超えない範囲で指定されている。

河川保全区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには河川管理者の許可が必要になる。

- ・ 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ・ 工作物の新築又は改築

④ 特別緑地保全地区・近郊緑地保全地区

■ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市緑地法に規定されており、以下のいずれかに該当する土地の区域において定めることができる。

- ・ 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- ・ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - 風致又は景観が優れていること
 - 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

特別緑地保全地区では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事等の許可が必要になる。

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立て又は干拓

■ 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定されており、無秩序な市

街化の防止や文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として国土交通大臣に指定される。

近郊緑地保全区域で以下の行為を行う場合は、県知事に届出が必要である。

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ その他、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

⑤ 風致地区

風致地区とは、都市計画法に規定されており、都市の風致を維持するため定める地区である。面積が 10ha 以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたる場合は県、それ以外については市町が指定する。

風致地区内における建築物の建築等の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

⑥ 景観計画区域

景観計画区域は、景観法の規定により、良好な景観の掲載に関する計画に基づき定められる区域である。景観計画区域内において建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更等を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要になる。

⑦ 地区計画区域

地区計画とは都市計画法で定められた、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画である。地区計画区域内では、開発行為について地区計画の内容に適合していなければ許可されない。

⑧ 公共的施設・墓地等

不特定多数の人が利用する公共的施設（学校、医療機関、図書館・美術館・博物館、福祉事業所）及び墓地を除外対象とする。公共的施設については、騒音・振動などの影響を考慮して、当該施設から半径 300m 圏内を除外対象区域とする。

⑨ 都市公園

都市公園とは、都市公園法に基づいて地方公共団体や国が設置する公園や緑地のことを指す。都市公園法において、都市公園内に設けられる施設は公園施設と占用物件に制限されている。

⑩ 道路・鉄道

道路区域、鉄道の路線範囲は除外対象とする。

⑪ ため池・湿地

ため池は、主に農業用水を確保するために設けられるものである。他の機能として、洪水調整、土砂流出防止、生態保全等の役割を担う。湿地は、水と陸地が交わる場所に形成される土地であり、沼地、干潟等が該当する。水質浄化、洪水調整、生態保全等の役割を担う。

ため池・湿地は、農業用水の確保、生活・生態保全等の役割を担うこと、また、建設工事をする場合は用地取得のほか、生態保護、水抜き、埋め戻し等の工程を要することから、除外対象とする。

⑫ 最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）

最終処分場跡地に建設をする場合は、掘削工事による浸出水や埋立廃棄物等の流出対策が必要になる。また、埋設物等の地質条件によっては、十分な支持力を確保できない可能性がある。

最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）は、除外対象とする。

⑬ 施設・設備等

構成5市町における施設・設備等（庁舎、工場、発電所、空港、娯楽施設等）について、施設整備が困難な箇所は、除外対象とする。

⑭ 建設等予定区域

構成5市町において建築物、公園等の建設を予定している区域については、除外対象とする。

⑮ 必要敷地面積を確保できない区域

1次選定及び2次選定の前項までの除外結果を踏まえて絞り込まれた範囲のうち、施設整備に必要な敷地面積（2.5ha）を確保できない区域については、除外対象とする。